

【議案第 44 号】

財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

議員名	反対理由
村木 勝也	無償貸付の根拠となる、市の「仕様」を具現化すべき『事業計画』の中身や、無償化の妥当性を裏付けるべき『収支計画』において、市民への利益還元が不透明な部分があり私は、次の 2 点でこの議案に反対いたします。 第 1 事業計画(案)の段階において、市から賛否を問われるという異例の経緯の中で、本質的な課題を指摘してきたにもかかわらず、最終的に採用された事業計画には、産業建設委員会の改善要望が十分に反映されなかったこと。 第 2 本施設は 15 年間で約 2 億 2 千万円相当の財産的価値を無償提供することに等しく、これほどの貴重な公有財産を無償で貸し付けるにあたり、市側からはこの度採用した事業計画で『総合的に判断して問題ない』との見解が示された。多額の公金で取得した財産、かつ、本来市に入るべき多額の収入を放棄する以上は、それを上回る明確な『市民への利益還元』が、具体的に示されるべきと考える。 「市民の財産から生まれた利益」を市民に還元する仕組みが不十分ではないか。無償貸付の根拠となる、市の「仕様」を具現化すべき『事業計画』の中身や、無償化の妥当性を裏付けるべき『収支計画』において、市民への利益還元が不透明な部分があり私は、次の 2 点でこの議案に反対いたします。 第 1 事業計画(案)の段階において、市から賛否を問われるという異例の経緯の中で、本質的な課題を指摘してきたにもかかわらず、最終的に採用された事業計画には、産業建設委員会の改善要望が十分に反映されなかったこと。 第 2 本施設は 15 年間で約 2 億 2 千万円相当の財産的価値を無償提供することに等しく、これほどの貴重な公有財産を無償で貸し付けるにあたり、市側からはこの度採用した事業計画で『総合的に判断して問題ない』との見解が示された。多額の公金で取得した財産、かつ、本来市に入るべき

	多額の収入を放棄する以上は、それを上回る明確な『市民への利益還元』が、具体的に示されるべきと考える。 「市民の財産から生まれた利益」を市民に還元する仕組みが不十分ではないか。
森谷 公昭	ゆうひパーク浜田、15 年タダで貸すってあり得ません 浜田自慢の「ゆうひパーク浜田」って、良いところです。 日本海に沈む夕日が綺麗で、一等地です。 今、あの場所を広島の業者に「今後 15 年間、タダ（無償）で貸し出します」というビックリするような案が出ています。 15 年タダですよ？ ほかの議員の推測では 年 2000 万円として 15 年で 3 億円以上になるようです。 これ、市営住宅に例えると「来週から市営住宅の家賃 私の家賃もタダにしてください！」って言ってるのと同じです。 市役所の窓口で家賃タダにしてくれと言ったら、それこそカスハラ条例の対象、不当要求で弁護士対応になる案件だと思います。 なのに、なぜ特定の業者にだけはこれが許されるのですか？ 詳しく調べてみたら、ツッコミどころ満載の「3 つのなんでやねん」が見つかりました。 1 つ目：これまでの業者と扱いが違いすぎないか？ これまで頑張ってきた地元の第三セクターには、市は「固定資産税払え、も土地代もキッチリ払ってね」と、ビジネスとして当たり前の厳しさを接してきました。ところが、今回新しく入る業者には「使用料はタダ！固定資産税も土地代もタダ！」。これ、普通の市民からしたら、税金を納めている市民からしたら、「なんでそこだけエコヒキするの？」って話です。行政の公平性はどこ行ったの？という話です。 2 つ目：ギリギリに出てきたデータからボロがでてしまった！

	この計画書、市が議会に出してきたのが、なんと議会のわずか4日前。 こどもの夏休みの宿題ではありません！ 重要な書類を4日前かよって話です。 これじゃあ私たち議員も、しっかりチェックする時間がありません。 しかも、中身を開けたら、テナント（お店）の家賃の話です。タダで借りて、金をとって貸す、おさかな市場が1,100円ですがここは、最初は言えないと言ってましたが、追及に耐えられなかったからか直前に、「家賃は月々1平方メートルあたり1,500円くらいですよ〜」って説明していました。ところが、そのあと後になって、「実際は1,663円、おまけに、家賃10ヶ月分の敷金、浄化槽代も半分だせ」っていう、厳しい条件だということがわかりました。 自分はタダで借りて、家賃をとるおさかな市場の5割アップ、敷金迄家賃が50万なら敷金は500万です自分は市の施設をタダで借りておいて、相場より高い条件で貸し付ける・・・市民感覚で理解できますでしょうか？私は理解できません、市に「なんで最初から本当のことを言わなかったの？」って問い詰めたら、「業者さんから『秘密にしてね』って言われたので、言いませんでした☆」市民の税金が絡む大事な話を、業者の顔色を伺って隠すなんて、完全に本末転倒だと思います。 3つ目：「道の駅のプロ」って、一体誰のこと？ 「でも、専門家がちゃんと選んだんでしょ？」と思いますよね。 6月の会議で、私が「審査員には道の駅のプロはいるんですか？」と聞いたら、市は「専門家がいます！」と言ってました。 じゃあ、どんな道の駅のカリスマが揃っているのかなと思ってしらべたら税理士さん、社労士さん、大学の先生のようなかた。……いや、デスクワークのプロかもしれません、道の駅のプロではありません！でも、「道の駅の現場の運
--	--

	営」に詳しいプロはどこにも見当たりません。言っていることとやっていることが全然違います。 最後にゆうひパーク浜田は、市民の皆さんの大切な財産です。それを「15 年間タダで貸します」という重大な決定を、こんなに不公平で、隠し事だらけで、審査も不透明なまま「はい、そうですか」と認めるわけにはいきません。 これ、ゆうひパークというすてきな名前とは裏腹に市がやってることは「お先真っ暗」です。今は一度立ち止まって、計画を練り直すべきです。議員の皆さんも、特別扱いの大振る舞いを許すことなく、市民の財産を守るために、今回は、「ダメ！」と声を大にして言いましょう。
足立 豪	市民の共有財産である当該施設を無償貸付するのであれば、それを用いて市民への還元利益を数字で表す必要があるが、全員協議会や議案質疑、所管委員会でも残念ながら示されることがなく不明瞭なため。
川上 幾雄	意思決定プロセスの不備事業計画が未完成である事公平性の観点から問題。
小川 稔宏	公有財産を 15 年間に及ぶ無償貸付については、地方自治法 237 条の「適正な対価」に照らして、プロセスと根拠の妥当性など、手続きの正義に疑問が残る。
笹田 卓	議案 44 号「市有財産の無償貸付について」反対理由 本議案は、市有財産を 15 年間無償で貸し付けるものであり、市が提供する財産的価値は約 2 億 2 千万円。地方自治法第 96 条 1 項第 6 号に基づき、議会には公益性や市民利益を十分確認し、市民への説明責任を果たすことが必要。反対理由は次の 2 点。 ① 議業経計画の実現可能性に関する判断材料の不足。 収支計画は当初想定どおりのテナント入居を前提としている一方、審査時点でのテナント確定率は約 33%。計画どおりにテナントがそろわなくても事業開始が可能な契約内容であり、計画どおりの収支を裏付ける客観的根拠が十分とは言えない状況。 ② 公益性・市民利益の担保に対する説明不足。

	地元雇用や地域産品の販売拡大などの効果は示されたものの、その具体的な達成方法や担保の仕組みは十分明確とは言えない状況。約 2 億 2 千万円相当の市有財産を無償で貸し付ける以上、それに見合う公益性と市民利益の十分な確認が必要。 道の駅の活性化や地域振興には賛成。しかし、市民共有の財産を長期間無償で貸し付ける以上、より確実な事業計画と市民利益の担保を確認した上で判断すべきとの考えから反対。
--	---

請願第 72 号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保
と適正手続きの確立に関する請願について（※継続審査分）

議員名	反対理由
西田 一平	議会が判断できる範疇を超えているため。
今田 実延	議会が判断できる範疇を超えているため。
岡山 令子	議会が判断すべきものではないと考えるため。
花田 香	この問題について、議会が判断するものでないとする。
戸津川 美二	適正に処理されており、問題ない。議会が介入すべき案件でない。
村木 勝也	執行部からの説明で、手続きは適正に処理されており、問題はないと判断したため。
大谷 学	議会が判断するものではないため。
沖田 真治	個人間の対応や会話のやりとりの捉え方は個人差があるため、議会で判断することは難しいため。
足立 豪	議会が判断すべきことではないため。
柳楽 真智子	議会が判断するものではないため。
串崎 利行	議会の判断するものではない。
小川 稔宏	行政執行における最良の範疇であって規範に則り適切に行われており問題はない。
笹田 卓	個別事案に係る判断は議会が行うべきものではないため。
岡本 正友	執行部から不当要求認定に至った経緯や根拠について説明を受けたが、本件は個別事案に係る事実認定や法的判断を含むものであり、議会がその是非を判断する範囲を超えるものとする。
芦谷 英夫	行政の執行及び処分として確定している。
佐々木 豊治	双方の主張が違い、議会として判断できないため。
西田 清久	議会としては判断ができない。
川神 裕司	認定された側と職員との捉え方、感じ方には個人差もあり、その判断は議会で行うものではないとする。

請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について（※継続審査分）

議員名	反対理由
西田 一平	議会が判断できる範疇を超えているため。
今田 実延	議会が判断できる範疇を超えているため。
岡山 令子	議会が判断するべきものではないと考えるため。
花田 香	この問題について、議会が判断するものでないと考える。
戸津川 美二	適正に処理されており、問題ない。議会が介入すべき案件でない。
村木 勝也	執行部からの説明で、手続きは適正に処理されており、問題はないと判断したため。
大谷 学	議会が判断するものではないため。
沖田 真治	個人間の対応や会話のやりとりの捉え方は個人差があるため、議会で判断することは難しいため。
足立 豪	議会が判断すべきことではないため。
柳楽 真智子	議会が判断するものではないため
串崎 利行	議会の判断するものではない。
小川 稔宏	労働者保護と労働環境の保全は雇用者の責務であり妥当な運用である。
笹田 卓	個別事案の事実認定や是正は議会の役割ではないため。
岡本 正友	本件は係争中の案件であり、事実認定や法的判断は司法の場に委ねられるべきものとする。議会がその是非を判断することは適当ではない。
芦谷 英夫	行政の執行及び処分として確定している。
佐々木 豊治	双方の主張が違い、議会として判断できないため。
西田 清久	議会としては判断ができない。
川神 裕司	請願 72 号同様に議会が判断するものではないと考える。

請願第 89 号 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	現状以上の執行部の対応は難しいため。
今田 実延	現状以上の執行部の対応は難しいため。
岡山 令子	議会が判断すべきものではないと考えるため。
遠藤 祐之	議会が判断するものではない。
花田 香	この問題について、議会が判断するものでないとする。
戸津川 美二	執行部案件であり、議会が介入すべき案件でない。
村木 勝也	執行部において既に決められた対応であり、現状以上の対応を求めることは現実的に困難であると判断したため。
大谷 学	議会が判断するものではないため。
沖田 真治	願意の必要性を感じないため。
足立 豪	議会が判断すべきことではないため。
柳楽 真智子	議会が判断するものではないため。
串崎 利行	議会の判断するものではない。
小川 稔宏	市の行政運営に関することであり、社会通念から逸脱した運用は見当たらない。
笹田 卓	請願内容について現時点で必要性を認められないため。
岡本 正友	議会が判断するものでない。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	一定の対応は行われており、これ以上は負担が大きい。
西田 清久	執行部で対応している以上の対応や費用対効果の透明化も難しい。
川神 裕司	請願事項の内容で、市民の意見に対する弁護士等を使った過剰対応があったのかを含めて事実確認ができない。

請願第 91 号 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	議会が介入すべき事項ではないため。
今田 実延	議会が介入すべき事項ではないため。
岡山 令子	議会が判断すべきものではないと考えるため。
遠藤 祐之	議会が判断するものではない。
花田 香	適正な手続きを経て処理されていることが確認されている。
戸津川 美二	執行部案件であり、議会が介入すべき案件でない。
村木 勝也	このような特定の事案に対して議会が介入して是非を判断することは適切ではないと判断したため。
大谷 学	議会が判断するものではないため。
沖田 真治	個人間の対応や会話のやりとりの捉え方は個人差があるため、議会で判断することは難しいため。
足立 豪	議会が判断すべきことではないため。
柳楽 真智子	議会が判断するものではないため。
串崎 利行	議会の判断するものではない。
小川 稔宏	市の対応指針等に従い適切に行われており、さらなる検証等の必要はない。
笹田 卓	個別事案に係る判断は議会が行うべきものではないため。
岡本 正友	議会が判断するものでない。
芦谷 英夫	行政の執行及び処分として確定している。
佐々木 豊治	双方の主張が違い、議会として判断できないため。
西田 清久	執行部の説明も聞く中で、会議としてこれ以上の判断に及ばない。
川神 裕司	不当用要求行為の要綱に該当する事案の捉え方には個人差がある。その判断は議会が行うべきものでないと考える。

請願第 92 号 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について

議員名	反対理由
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。

請願第 93 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願
について（請願事項 1 総務委員会付託分）

議員名	反対理由
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。

請願第 94 号 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項 2 総務委員会付託分）

議員名	反対理由
西田 一平	現状適切に対応されており、これ以上の対応は難しいため。
岡山 令子	現状で適切な対応だと考えるため。
遠藤 祐之	順次計画的に解体を進めていくことで、適切に進められている。
花田 香	現状で適切に進められていると考える。
戸津川 美二	公共施設再配置計画に基づき、進められている。廃校等の対応もされている。
村木 勝也	現行以上の対応を市に求めないため。
大谷 学	適切に処理が進められており、これ以上の対応の必要性はないと判断するため。
沖田 真治	公共施設再配置計画に基づき解体、利活用は行なわれていると考えるため。
足立 豪	現状適切に解体が進められているため、現時点ではそれ以上の対応は必要ないと考えるため。
柳楽 真智子	これ以上の対応は必要ないと考えるため
串崎 利行	それ以上の対応は必要ない。
小川 稔宏	公共施設再配置計画に基づき実施すべき内容である。
笹田 卓	現状で適切な対応が進められており、更なる対応は不要なため。
岡本 正友	現状で適切に進められているのでそれ以上の対応の必要はない。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	現状で対応ができているため。

請願第 96 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について(請願事項 1, 2 総務委員会付託分)

議員名	反対理由
西田 一平	制度の変更には、かなりの課題があるため。
岡山 令子	公共交通全体をふくめた議論をしなければならないと考えるため。
花田 香	現状の課題をもう少し整理する必要がある。
戸津川 美二	執行部におかれては、現在見直し検討をされている。請願事項については、課題がある。
村木 勝也	「マッチング制度」の導入は困難であり、現行制度を指示するため。
大谷 学	現状では課題が多く実現は難しいと判断するため。
沖田 真治	願意に必要性を感じないため。
足立 豪	現時点では課題が多く、現実的でないため。
柳楽 真智子	現状では課題が多く難しいため。
串崎 利行	課題多く現状では難しい。
小川 稔宏	不公平、不平等につながる懸念がある。あいのりタクシー利用は柔軟対応されている。
笹田 卓	現状では課題が多く、実施は時期尚早であるため。
岡本 正友	現状では課題が多く、現時点では難しい。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	1 は本来の制度とは違うものになる。 2 はすでに行われているため。
川神 裕司	他人への敬老乗車券を譲渡できる「マッチング制度」特の提案は課題が多く現時点では賛成しかねるため。

請願第 97 号 仮称「100 円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	民業圧迫や事故対応などの課題が多くあるため。
今田 実延	民業圧迫や事故対応などの課題が多くあるため。
岡山 令子	俗人生が強いと考えるため市としての支援を行う対象として疑問が残るため。
花田 香	課題が多く難しいと判断する。
戸津川 美二	課題が多く、制度的に困難。
村木 勝也	緑ナンバー並みの厳しい運行管理が求められると判断し、現時点において賛成できません。
大谷 学	事故発生時における法的課題や既存の公共交通機関等の競合で解決すべき課題が多いため。
沖田 真治	利用状況が不透明な部分も多く、実現が困難であると思うため。
足立 豪	民間事業者のこともあり、現時点では難しいため。
川上 幾雄	行政が関与するには法的リスクが大であるため。
柳楽 真智子	現状では難しいと考えるため。
串崎 利行	民間事業者のこともあり現時点では難しい。
小川 稔宏	事故対応の責任の所在や安全性の面に加え、持続可能性の面からも検討に値しない。
笹田 卓	法的課題や安全面など課題が多く、現時点では困難なため。
岡本 正友	民間事業者の事でもあり、現状では課題が多く難しい。
芦谷 英夫	事業化の検討が困難。
佐々木 豊治	他の機関との調整が難しい。
西田 清久	既存のバス・タクシーとの兼ね合いや事故対応などハードルが高い。
川神 裕司	具体的制度の利用者や利用状況が分からず、判断ができず賛成はできない。

請願第 98 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について(請願事項 3 文教厚生委員会付託分)

議員名	反対理由
岡山 令子	ニーズが把握できておらず、時期早尚だと考えるため。
戸津川 美二	実態が十分にわからない。検討課題が多くある。
柳楽 真智子	様々な問題があるため。
小川 稔宏	趣旨は理解できるが、検討段階にあるとは思えない。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	市内病院で対応できる判断が難しいため。

請願第 100 号 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する
請願について

議員名	反対理由
岡山 令子	ニーズが把握ができていないこと、子ども食堂は民間で運営されており毎日の稼働は現実的でないと考えるため。
戸津川 美二	特別教室のエアコンは随時対応されている。子ども食堂は民間でされており、支援について検討課題が多くある。
沖田 真治	子ども食堂の考え方には賛同できないため。
小川 稔宏	公正・公平な市民サービスの観点から考察すべき内容である。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。

請願第 101 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）

議員名	反対理由
戸津川 美二	現在対応されている。児童生徒の安全、施設管理等の課題がある。
小川 稔宏	趣旨には賛同するが、児童生徒の安全や施設管理等の課題があり現段階では反対。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。

請願第 102 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願
について（請願事項 3 文教厚生委員会）

議員名	反対理由
岡山 令子	水道基本料は負担いただくのが原則だと考えるため。
戸津川 美二	現在十分に対応されている。これ以上は困難。
小川 稔宏	市民負担への配慮は必要だが、水道事業の安定性と財源確保で課題もあり現時点では賛成しかねる。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。

請願第 103 号 「道の駅 ゆうひパーク浜田」の整備運営および指定管理に関する請願について

議員名	反対理由
戸津川 美二	議案としての上程案件である。議案として審議すべき内容。
小川 稔宏	議案として上程されている案件であり議会の判断にゆだねるべきものである。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
川神 裕司	議案として上程されているため。

請願第 104 号 道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	白紙撤回に法的リスクありのため。
今田 実延	正式な手続きを踏み、第一交渉権者として選定されているため。
岡山 令子	正式なルールに則って手続きが行われていると考えるため。
遠藤 祐之	現時点での白紙撤回は不可能なため。
花田 香	現時点での白紙撤回は現実的でない。
戸津川 美二	議会で議決すべき案件。請願審査で扱う案件でない。
村木 勝也	既に議案として提案され、議会及び市において措置でないため。
大谷 学	現段階に至っては事業選定を白紙撤回することは困難と判断するため。
沖田 真治	議案第 44 号に賛同するため。
足立 豪	現時点での白紙撤回は困難と考えるため。
川上 幾雄	白紙撤回は重大な変更でリスクが大きい、賛否は議決で行うべき。
柳楽 真智子	現時点での白紙撤回は難しいため。
串崎 利行	現段階での白紙撤回は難しい。
小川 稔宏	議会が判断し議決すべき内容であり請願審査で賛否を問うべき内容ではない。
岡本 正友	現時点では、白紙撤回は難しい。
芦谷 英夫	現行の市事業として推進すべきである。
佐々木 豊治	白紙撤回すべきでない。
西田 清久	現段階での白紙撤回は困難だから。
川神 裕司	今まで相当な期間をかけて議論を行う中で、現段階では白紙撤回は困難である。

請願第 105 号 浜田駅前（三つ桜跡地等）の有効活用とグランドデザイン策定に関する請願について

議員名	反対理由
岡山 令子	グランドデザインを描いた上で考えるべきであった。
遠藤 祐之	大手企業の誘致は市の裁量を超えるため。
花田 香	グランドデザインは市と民間とで描くべきであると考え る。
戸津川 美二	議会から活用方法の方向性を示す状況にない。
村木 勝也	執行部において進められており、議会において、その状況 を見るため。
大谷 学	現在、グランドデザインを策定すべく作業が進行中である ため、この結果を見て判断すべきと考えるため。
沖田 真治	土地の用途を限定する段階ではないと思うので。
足立 豪	大手企業の誘致の前に地元企業を優遇するのが当然であ り、現時点では執行部側の裁量も超えていると考えるため。
川上 幾雄	駅前活性は必要だが、「大手の誘致を市が主導」は行政裁量 を超える。
柳楽 真智子	市が扱える範疇をこえているため。
串崎 利行	大手企業は市の裁量を超える。
小川 稔宏	都市計画全体との調整や市民の合意形成が重要であり、単 独請願による方向付けはすべきではない。
笹田 卓	現在、市でグランドデザインを策定中のため。
岡本 正友	駅前の活性化は必要であるが、大手企業誘致は、裁量を超 えるものであり難しい。
芦谷 英夫	現行の市事業として推進すべきである。
佐々木 豊治	大手チェーンの誘致などは市が主導すべきでない。
西田 清久	大手チェーン店等の参入しやすい環境づくりは、市の目指 す方向性と少し違っている。
川神 裕司	駅前の民間導入による活性化は必要だが、大手企業の誘致 に市が積極的に動くことは、より慎重になるべき。

請願第 106 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項 1, 2 産業建設委員会付託分）

議員名	反対理由
戸津川 美二	現在高校授業料無償化されている。現行以上の支援は必要ない。被害対策も検討されている。マッチング制度の効果は、期待できない。
大谷 学	方向性は可とすべきではあるが、公平性や実現性のある具体的提案とは言えないため。
沖田 真治	特定の学校だけ優遇することには賛同できないため。遊休農地のマッチングは現実的な課題があり実現性が低いと思うので。
小川 稔宏	鳥獣被害対策は総合的な対策が必要。遊休農地のマッチング制度による効果は限定的と思われる。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。

請願第 107 号 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項 1 産業建設委員会付託分）

議員名	反対理由
西田 一平	後継者選択において市が関与することが出来ないため。
岡山 令子	現状の対応で適切だと考える。
遠藤 祐之	市としてはこれ以上介入できない。
花田 香	現時点で市が介入することは難しいと考える。
戸津川 美二	議会が介入すべき案件でない。
村木 勝也	執行部の説明により、現在破産管財人が財産処分中であり、市が関わることが困難であるため。
大谷 学	現在、後継の大規模営農できる団体を模索中であることにより、市民への公募・開放は困難と判断するため。
沖田 真治	願意の土地利用の方法に賛同できないため。
足立 豪	現時点では執行部はこれ以上関与することができないと考えるため。
川上 幾雄	現在、後継者募集中との事であり、市が主導しての公募開放はできない。
柳楽 真智子	これ以上の対応は難しいため。
串崎 利行	市がこれ以上介入できない。
小川 稔宏	現在、市が関与できない状況下におかれている。
笹田 卓	破産手続き中であり、市がこれ以上介入できないため。
岡本 正友	市はこれ以上介入はできないと考える。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	市が関与できる状態にない。
西田 清久	現在、破産管財人による後継事業者募集中で市がこれ以上介入は難しい。
川神 裕司	現在破産管財人による後継事業者の募集中であり市がこれ以上介入する必要がない。

請願第 109 号 JF（漁協）関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	指定管理事業者の為見直しの必要がないため。
岡山 令子	現時点では変更できないと考えるため。
花田 香	状況が好転した際に見直すべき。
戸津川 美二	現時点で見直す必要がない。
村木 勝也	現在当該施設は、指定管理機関中であり、実現の可能性が困難であるため。
大谷 学	現在、後継の大規模営農できる団体を模索中であることにより、市民への公募・開放は困難と判断するため。
沖田 真治	現行の指定管理の方法で良いと思う。
足立 豪	指定管理の運用であり現時点では見直すものではないと考えるため。
柳楽 真智子	現時点で見直す必要はないため。
串崎 利行	指定管理の運用であり現時点では見直すものではない。
小川 稔宏	漁業振興は重要施策であり、一定の公的支援は必要。関連施設のみを取り上げ費用対効果や見直しを求めることには賛成できない。
笹田 卓	現時点で指定管理等の運用を見直す必要がないため。
岡本 正友	指定管理の運用であり現時点で見直すものでないと考える。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	指定管理制度のなかで運営されている。
西田 清久	公金投入と公平性の見直しは難しいと判断。
川神 裕司	現状の負担軽減は必要だが、指定管理の運用であり現時点で見直すものでない。

請願第 110 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願
について（請願事項 2 産業建設委員会付託分）

議員名	反対理由
岡山 令子	管理者に現状は伝わっており市として行えることは行っていると考えするため。
花田 香	市が管理しているものでない。
戸津川 美二	市が管理できない案件であり、議会が介入すべき案件でもない。
村木 勝也	今回の 2 件については、市の権限がおよぶことでないため。
大谷 学	当該の施設はいずれも市は所管する施設ではないため。
沖田 真治	緊急性が高くないことが確認されているため。
川上 幾雄	他機関の管理物であるべき、市としては要望に留めるべき。
柳楽 真智子	市が管理しているものではないため。
串崎 利行	個別の箇所について優先順位を上げるべきではない。
小川 稔宏	インフラ更新は技術的評価等に基づき判断すべきで、個別箇所を請願で優先順位化すべきではない。
笹田 卓	市管理施設ではなく、個別ヶ所の優先変更は適切でないため。
岡本 正友	市が管理しているものではないところから難しい。
芦谷 英夫	請願に至った経緯、請願事項などから請願として不適切。
佐々木 豊治	他機関の所管であり、すでにできている。
川神 裕司	市が管理を行なっているものでなく、個別の箇所について優先順位をあげるべきでない。